

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）  
分担研究報告書

国の通知等から見る療育手帳の制度面での活用状況

分担研究者　日詰　正文　国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

**研究要旨** 運用を開始して 50 年近くを経た療育手帳が、現在はどのように活用されているのか、厚生労働省ホームページ、中央法規出版の「障害者総合支援六法令和 2 年度」から”療育手帳”をキーワードとして通知等を抽出し、活用の用途ごとに整理した。療育手帳は、当初沿い呈していた、交付を受けた者が知的障害者であることを証明するために使う利便性の用途の他、行政機関が適切に経済的支援や災害時支援、健康支援などに活用する事例があること、今後のデジタル社会に向けた環境整備も進められているなど、制度運用の歴史と共に活用が変化していることが把握できた。

### A. 研究目的

療育手帳は、知的障害者が①一貫した指導・相談、②援助・措置を受けやすくするための制度として既に 50 年近く運用されてきた。本研究では、この②について、現在の療育手帳が制度上どのように活用されているのか厚生労働省のホームページから確認できる資料をもとに確認した。

### B. 研究方法

厚生労働省ホームページ、中央法規出版の「障害者総合支援六法令和 2 年度」から“療育手帳”をキーワードとして通知等を抽出し、活用の用途ごとに整理した。

### C. 研究結果

#### ■申請時の対象者要件の確認

(1) 障害福祉サービス、障害児支援の対象者となる知的障害者かどうかは、市町村が行う認定調査や市町村保健センターや児童相談所、保健所等の意見書の活用などの方

法で判断しており、療育手帳の所持は必ずしも求められていない。例えば、

- ・訓練等給付費の支給や地域相談支援、障害児入所施設での支援の対象者かどうかは、療育手帳に記載されている障害の状況又は疾病名のみに着目するのではなく、障害があるが故に日常生活を営むのに支障を来している状況等を含めて勘案して判断する。（\* 1、\* 2）
  - ・重度障害者等包括支援や障害児通所支援での支援の対象児童かどうかは、療育手帳の交付を受けている必要はない。  
(\* 1、\* 3)
- としている。

(2) 障害者雇用促進法の平成 25 年度改正時に障害者の範囲、令和元年度改正時に障害者雇用率の算定対象者となる障害者の確認方法の明確化を行っている。知的障害者の場合は、

- ・知的障害者判定機関（児童相談所、知的障

害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は地域障害者職業センターが交付した判定書（知能指数、障害の程度及び身辺処理能力に関する意見を記入）

・その他これに準ずる書類（**療育手帳**）のいずれかの方法で確認することとなっている。

（\* 4）

としている。

（3）各種、経済的な支援を受ける際の利便性が進められている。例えば、

・生活福祉資金（\* 5）、障害者住宅整備費等の貸付（\* 6）、自動車税・軽自動車税又は自動車取得税の減免（\* 7）等の申請

・鉄道旅客運賃（\* 8）、航空旅客運賃（\* 9）、有料道路通行料金（\* 10）の割引を受ける対象者（知的障害者の障害の程度、同行者の取扱）等（NHK 受診料など）について、**療育手帳**の確認を行うことを関係省庁や企業、団体向けに周知している。

（4）デジタル社会の推進に併せて、療育手帳の提示をせずマイナンバーの利用によって各種支援を受けやすくなる環境整備も進められている。（\* 11）

#### ■等級判定の参考

（5）障害者年金の支給対象における障害の程度の認定に地域差による不公平感が生じないよう、平成 28 年に等級判定ガイドラインが策定されている。知的障害者の場合の考慮すべき要素に、**療育手帳**の判定区分を参考にすることが記載され、

・**療育手帳**の判定区分が中度以上（知能指数がおおむね 50 以下）の場合は、1 級または 2 級の可能性を検討する。それより（**療育手帳**の判定が）軽度の判定区分になる場

合は、不適応行動等により日常生活に著しい制限が認められる場合は、2 級の可能性を検討する。（\* 12）

としている。

（6）特別児童扶養手当の支給対象の認定についても障害年金と同様に等級に着目し、

・療育手帳の交付を受けている時の取り扱いについては、障害の程度が「A」と記載されているものは 1 級に該当するものとして認定して差し支えない。（\* 13）

としている。

#### ■緊急対応が必要な者の把握

（7）災害時の避難支援を必要とする要援護者について、日頃から自治体の関係局が把握を行う必要があることから、個人情報の取り扱いに留意しつつ、情報共有が模索されており、障害支援（程度）区分の認定調査や**療育手帳**所持者を要援護者の範囲としている場合があることを周知している。

（\* 14）

（8）英国の研究において（重度の）知的障害が新型コロナウイルス感染症の死亡及び入院リスクを上昇させる報告があることを受け、ワクチンの接種順位の上位（基礎疾患有する範囲）に知的障害（**療育手帳**を所持している場合）を位置づけている。

（\* 15）

#### D. 考察

**療育手帳**は、交付を受けた者が知的障害者であることを証明するために使う利便性の用途の他、行政機関が適切に経済的支援や災害時支援、健康支援などに活用する事例があること、今後のデジタル社会に向

た環境整備も進められているなど、制度運用の歴史と共に活用が変化していることが把握できた。

#### E. 結論

**療育手帳**の制度的な活用場面を、「申請時の対象者要件の確認」、「等級判定の参考」、「緊急対応が必要な者の把握」に分けて整理、考察を行った。

#### F. 健康危険情報 該当なし

#### G. 研究発表 該当なし

#### 引用資料

- \* 1 「介護給付費等の支給決定等について」  
(平成 19 年 3 月 23 日発、最新の改正は平成 31 年 3 月 4 日、都道府県知事、指定都市・中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- \* 2 「障害児入所給付費等の入所給付決定について」(平成 24 年 3 月 30 日発、最新の改正は平成 27 年 3 月 31 日／都道府県知事、指定都市市長・児童相談所設置市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- \* 3 「障害児通所給付費の通所給付決定等について」(平成 24 年 3 月 30 日発、最新の改正は平成 30 年 3 月 29 日、都道府県知事、指定都市・中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部通知)
- \* 4 「障害者である職員の任免に関する状況の通報にかかる手引き」(令和元年 9 月職業安定局通達)
- \* 5 「障害者の地域生活への移行を促進するための経済的支援施策について」(平成 22 年 3 月 31 日発、都道府県・指定都市障害保健主管部(局)長あて厚生労働省社会・援護局課長連名通知)
- \* 6 「障害者住宅整備費貸付制度について」  
(昭和 53 年 5 月 20 日発、都道府県知事、指定都市市長あて厚生省社会局長・児童家庭局長通達)
- \* 7 「障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について」(平成 9 年 3 月 27 日発、都道府県知事、指定都市・中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- \* 8 「身体障害者及び知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について」(平成 31 年 2 月 15 日発、都道府県知事、指定都市・中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- \* 9 「「障害者に対する航空旅客運賃の割引について」の一部改正について」(令和 2 年 8 月 3 日発、都道府県知事、指定都市・中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- \* 10 「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」(平成 15 年 11 月 6 日発、都道府県知事、指定都市・中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- \* 11 「療育手帳関係情報に係る独自利用

条例の制定について」（令和 2 年 2 月 21 日発、都道府県・指定都市障害保健主管部（局）長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）

\* 1 2 「国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドラインの実施等について」（平成 28 年 7 月 15 日発、日本年金機構事業企画部門担当理事・事業推進部門（総括担当）理事あて年金局事業管理課長通知）

\* 1 3 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行例別表第三における障害の認定について」（昭和 57 年 8 月 24 日発、最新の改正は令話元年 5 月 7 日、厚生省児童家庭局長通知）

\* 1 4 「要援護者に係る情報の把握／共有及び安否確認等の円滑な実施について」（平成 19 年 8 月 10 日発、都道府県・指定都市・中核市の民生主管部（局）長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、老健局の課長連名通知）

\* 1 5 「新型コロナウイルスワクチンの接種順位の上位に位置づける基礎疾患有する者の範囲について」（令和 3 年 3 月 19 日発、都道府県衛生主管部（局）あて厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）